

【依頼事項】**1 特定技能協議会への加入について (参考資料4参照)**

厚生労働省告示等に基づき、特定技能外国人を新たに受け入れた場合、受入れの日から4か月以内に、特定技能協議会への加入手続をしていただくこととなっている。(2回目以降に特定技能外国人を受け入れる場合でも、同じく受入れの日から4か月以内に所定の手続が必要。)

具体的な手続については、厚生労働省ホームページからもご案内している加入手続に基づき、介護分野における特定技能協議会事務局(公益社団法人国際厚生事業団内に設置)のホームページにて手続をしていただくこととなるので、該当する場合は、あらためてご確認いただけるようお願いしたい。

2 巡回訪問の実施へのご協力をお願いについて (参考資料5参照)

外国人介護人材相談支援事業の実施団体(令和4年度:公益社団法人国際厚生事業団)により、特定技能外国人の受入施設に対する巡回訪問を行っているが、厚生労働省告示等に基づき、各受入施設においては、巡回訪問に対してご協力をいただくこととなっているため、ご理解をお願いしたい。

【協議事項】

1 特定技能協議会への加入一覧の公表について（参考資料6・7参照）

介護分野における特定技能協議会に入会されている構成員一覧については非公開となっているが、介護分野の特定技能制度の更なる普及促進を図るため、協議会構成員間の情報共有を推進する観点から、協議会規約等に基づいて特定技能制度の他分野で公表している例（※）も踏まえ、新たに、次頁のとおり、「法人名」、「就労する事業所名」、「都道府県名」等を内容とした構成員名簿の公表を行いたいと考えている。

については、「介護分野における特定技能協議会入会規程（特定技能所属機関）」を改正し、厚生労働省ホームページにおいて、特定技能協議会の構成員名簿を公表することとしたい。

（※）

対象分野	公表している情報
ビルクリーニング分野（厚生労働省）	「協議会構成員番号」「特定技能所属機関名」
素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野（経済産業省）	「機関ID」「法人番号」「名称」「都道府県」「事業所名」
農業分野（農林水産省）	「加入年月日」「構成員番号」「都道府県名」「特定技能所属機関の氏名又は名称」等
飲食料品製造業分野、外食業分野（農林水産省）	「加入年月日」「構成員番号」「都道府県名」「特定技能所属機関名」等

サンプル

「介護分野における特定技能協議会」の構成員情報一覧

令和4年3月末日現在

法人名	所在する都道府県	就労する事業所名	所在する都道府県
社会福祉法人〇〇会	東京都	特別養護老人ホーム××	東京都
株式会社△△	大阪府	通所介護事業所□□	兵庫県
医療法人〇△会	北海道	介護老人保健施設×□	北海道
・・・	・・・	・・・	・・・
・・・	・・・	・・・	・・・

➤ 厚生労働省ホームページにおける公表を想定。

2 特定技能協議会の退会について（参考資料6・7参照）

「介護分野における特定技能協議会入会規程（特定技能所属機関）」第6条により、介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、特定技能協議会から脱退手続きをとることになっている。しかし、例えば雇用している特定技能外国人が介護福祉士国家資格を取得して在留資格「介護」に変更する場合などに、一時的に所属する特定技能外国人が不在になることがあり得るが、再び特定技能外国人を受け入れる意思がある場合にも脱退手続きを促すのは、現実的ではないと考えられる。

については、「介護分野における特定技能協議会入会規程（特定技能所属機関）」を改正し、特定技能所属機関において特定技能外国人が不在となっても、一定期間内に再び特定技能外国人を受け入れることが予定されている場合等においては、直ちに退会する必要はないことを、運用上明確にすることとしたい。